**第３回さいたま市地域自立支援協議会　会議録（案）**

日時：平成28年3月1日（火）15時～17時

場所：障害者総合支援センター　研修室

次　　第

|  |
| --- |
| １．開　　会  ２．議　　題  （１）前回会議録の承認  （２）障害者差別解消法の施行準備等について  （３）基幹相談支援センターの在り方検討会からの報告について  （４）コーディネーター連絡会議からの報告について  ３．そ の 他  ４．閉　　会 |

配布資料

|  |
| --- |
| * 第３回さいたま市地域自立支援協議会　次第 * 第３回さいたま市地域自立支援協議会　座席表 * 第２回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案） * 資料１－１　さいたま市職員対応要領（案）の概要 * 資料１－２　さいたま市職員対応要領（案）の本文 * 資料２－１　基幹相談支援センターの業務に関する論点 * 資料２－２　基幹相談支援センター在り方検討ワーキングチームによるヒアリング調査項目（案） * 資料３　コーディネーター連絡会議からの報告 |

出 席 者

委　　員・・・大須田委員、杉山委員、遅塚委員、野﨑委員、服部委員、

星野委員、三石委員、宮部委員、宗澤委員

事 務 局・・・小島課長補佐、岡田主査、小暮主査、高橋主査、川松主任、新井主事

１．開　会

（宗澤会長）

それでは定刻となりましたので「第３回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきますが、出席委員９名、欠席委員２名、遅れてくる方が１名ということで過半数の方が御出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第25条２項の規定により、本日の会議は成立いたします。

続きまして、会議の公開に関してですが、本協議会は「さいたま市情報公開条例第23条」によりまして原則公開することと規定されております。傍聴人について確認させていただいたところ、希望されている方が２名いらっしゃるということですが、まだお見えになっていないようですので、お見えになった段階で改めて傍聴を許可したいと思います。

ここで審議に入ります前に、事務局より資料の確認をお願いしたいと思います。

（事務局）

障害福祉課課長補佐の小島でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

本日お配りした資料といたしましては、

① 第３回さいたま市地域自立支援協議会　次第及び座席表

② 第２回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）

③ 資料１－１　さいたま市職員対応要領（案）の概要

④ 資料１－２　さいたま市職員対応要領（案）の本文

⑤ 資料２－１　基幹相談支援センターの業務に関する論点

⑥ 資料２－２　基幹相談支援センター在り方検討ワーキングチームによるヒアリング調査項目（案）

⑤ 資料３　コーディネーター連絡会議からの報告

以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、宗澤会長、よろしくお願いいたします。

２．議　事

（１）「第２回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）」の承認

（宗澤会長）

それでは、これからは、私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。

それでは、ここから議事の方に入らせていただきます。

まず、本日の議題の１ですが、前回協議会である「第２回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）」につきまして、協議会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正等の御意見がなければ、議事録として承認することといたしますが、皆様いかがでしょうか。

～　承認　～

それでは、第２回の会議録（案）につきましては、事務局の案のとおり承認といたします。

続いて、議題の２番目、「障害者差別解消法の施行準備等について」ということですが、こちらは事務局から説明いただけますでしょうか。

（２）障害者差別解消法の施行準備等について

（事務局）

はい。それでは、「障害者差別解消法の施行準備等について」、資料に沿って、御説明させていただきたいと思います。資料につきましては、資料１－１「さいたま市職員対応要領（案）の概要」を御覧ください。

平成28年４月の障害者差別解消法の施行に当たり、地方公共団体に求められる取組については、障害者差別の禁止に係る地方公共団体の法的義務を担保するため、地方公共団体等職員対応要領の作成が努力義務となっております。

対応要領は、障害者差別解消法の基本方針に拠れば、服務規律の一環として作成する必要があるとされており、作成後は職員に周知徹底するなど、職員による障害者差別を防止することが取組として求められております。

他にも、公設民営の施設など、行政機関等がその事務・事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等している場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むことが求められています。

こうしたことから、本市においては対応要領をノーマライゼーション条例の理念を踏まえつつ、服務規律の一環として作成することとし、これまで、障害者政策委員会、障害者差別解消部会、誰もが共に暮らすための市民会議などを通じて御意見をいただきながら、国の各省庁が公開している対応要領を参考にしつつ、このたび、案を作成いたしました。

　それでは、資料の「さいたま市職員対応要領（案）の概要」を御覧ください。

まず、対応要領とは何かという点について改めて申し上げますと、

対応要領は、地方公共団体の機関で事務等に従事する職員全般に対して法的義務違反の防止を図るもの。

行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められるもの。

地方自治法等に規定する市長部局、教育委員会など地方公共団体の機関ごとに定めることが求められている。

服務規律の一環としての位置付けを持つことから、対応要領の内容を理解し、服務規律に違反することがないように職員に対する研修は必須。

のものとされています。

次に対応要領本文についてですが、まず、目的の規定において、本市のノーマライゼーション条例を踏まえることを規定しております。

また、法律の規定により、病院事業、水道事業、下水道事業については事業者扱いされることとされており、これらの事業につきましては、本市の対応要領ではなく、厚生労働省の対応指針に基づく取組が求められることとなります。

また、教職員につきましては市職員のものとは別に、教育委員会において作成されることとなります。

続いて、２番目に障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、職員に対し適用するための規定を置いています。

なお、これらの規定で禁止される差別に関する考え方や具体例などは、別紙において記しておりますので、後ほど御説明差し上げたいと存じます。

次に相談体制整備に関する規定になりますが、まず、監督者の責務を規定しています。職員のうち課長相当職以上の地位にあるものを職場における監督者とし、障害者差別の解消に関して職員に指導や注意喚起を行うこと、障害者差別や相談等が寄せられた場合に迅速に状況の確認等の対応すること、合理的配慮の提供について職員に対し適切に指導すること、などをその責務として定めています。

続いて、相談窓口については、総務局人事部人事課、消防局消防職員課、教育委員会総務課、保健福祉局福祉部障害福祉課とし、相談に当たっては、相談者が利用可能な方法によって相談を受け付けることができることとしています。また、相談者のプライバシーに配慮すること、相談窓口は必要に応じて充実を図るよう努めることなどを規定しています。

なお、教育委員会の窓口は、この対応要領では教職員以外の職員による障害者差別に関する窓口となっております。

また、障害者差別をした場合における、職員に対する懲戒があり得ることを規定し、服務規律の一環であることを示すこととしています。

最後に研修・啓発に関する規定を設け、障害の特性を理解していただくような研修の実施や、マニュアルの整備などについて規定しております。

次に、別紙「さいたま市長の事務部局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」について右側の段組みを御覧ください。

こちらは、障害者差別解消法の基本方針に即し、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する考え方が述べられております。

まず、不当な差別的取扱いの基本的な考え方といたしましては、正当な理由なく、サービス等の提供に当たり、拒否や制限、条件を付すことなどが不当な差別的取扱いに当たり得ること。

障害者割引の適用や各種手当の給付など、事実上の平等を促進するための措置は、不当な差別的取扱いとはならないことを記載しています。

次に、不当な差別的取り扱いとならない正当な理由の判断の視点といたしまして、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合であることと限定されたものであることを記載しています。

次に、合理的配慮の基本的な考え方といたしまして、合理的配慮とは、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らして、本来の業務に付随するもの。

障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのもの。

事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。

バリアフリー化、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個別に実施されるもの。

　という考え方を記載しております。

続いて、合理的配慮の提供の除外規定である、過重な負担の基本的な考え方についてですが、その場合であっても代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じた柔軟な対応をすること、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明することを原則とすることを記載しております。

裏面を御覧ください。合理的配慮の具体例に関する記載となります。

合理的配慮は、場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものですが、ここに記載されているように、３つの類型があげられます。①段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮、②筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション手段を使うなどの意思疎通への配慮、③障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更の3つの類型があります。

当然、これらが組み合わさることも考えられますし、これ以外の類型が存在する可能性もあります。

その下から、さいたま市における合理的配慮の具体例となります。なお、記載した具体例については、過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに御留意ください。

本対応要領の案の作成に当たり参考とした国の対応要領で示している事項だけでは、本市の事務事業を網羅できるものとならないことから、これまで、誰もが共に暮らすために市民会議における意見や、既に本市が取組んでいる合理的配慮を収集し記載しております。

当面は、これらの取組が一部の部署の取組に止まらず、法施行後において全ての部署で実施していただくことを最低限の目標として、今後、事例の蓄積を一定程度図ったのち、更に見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に合理的配慮の分類ですが、国の基本方針に基づき、物理的環境への配慮、意思疎通の配慮、ルール・慣行の柔軟な変更の３つの類型の中に、それぞれ公共施設、窓口対応、イベント・講演会・講座等、保健福祉分野、保育分野、消防分野といった分類を設け、更に各障害共通の分類や障害種別ごとの特性に応じた具体例を記載しております。

不特定多数の方が利用する公共施設や窓口一般と異なり保健福祉分野においては、専門性が求められるとともに、対象となる方がより絞られることから窓口一般などとの対応とは別に分類をしております。さらに、保育分野については、特定の障害のある方との関係性が長期にわたる分野であることから、具体例につきましても、より個別性の高いものとして記載しております。

なお、この資料に記載されている具体例は、本日、配布させていただいている対応要領（案）から抜粋したものでございますので、詳しくは対応要領（案）に記載されている具体例を御覧いただければと存じます。

個別の事例については、説明を割愛させていただきますが、御一読いただき、本日に限らず御意見を事務局にお寄せいただければと考えております。

繰り返しになりますが、実際の合理的配慮は対応要領に書かれた例に限られません。今後、皆さまが市職員と相互にやり取りする場合には、具体例以外の事例も数多く出てくるものと考えております。

つきましては、市職員と、合理的配慮の内容をお互いに考え合い、話し合うといった建設的対話のもと、相互理解のもとに合理的配慮を提供し業務を遂行できるように何卒、御理解と御協力をいただければと考えております。対応要領の説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

（宗澤会長）

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に関して、何か御意見御質問等ございますか。遅塚さんお願いします。

（遅塚委員）

前回の話題でも出たかと思いますが、小中学校関係は教育委員会が別に作成するということで理解はしているのですが、やはり小中学校は数も多いですし、生徒さんも多いですし、結構障害関係で影響が大きくあると思いますので、向こうの進捗がどのようになっているのかということについて、できれば何らかのかたちで情報提供をいただければと思います。これはお願いでございます。

（宗澤会長）

　私は遅塚さんのようにお願いする気はなく、この協議会に対して報告するべきだと考えます。子ども期から大人にかけての切れ目のない支援ということを謳っているわけですから、事務のシステムとしては異なるのだと思いますが、障害のある方の御家族の立場から言うとそんなことは関係ないわけです。ですので障害者政策委員会や権利擁護委員会、地域自立支援協議会、市民会議の全てに対して、義務教育やそれに携わる職員に関する対応要領については御報告いただきたいというふうに思います。これは強いお願いですので教育委員会の事務方に対してお伝え頂きたいというふうに思います。

（事務局）

　ただいまの御意見は確かに承りましたので、教育委員会当局に対して、私どもの方からお伝えしてまいりたいと思います。

（宗澤会長）

　権利の擁護の委員会については、病院で起きた差別事案についての御指摘もあったかと思います。障害のある人の地域生活に重要な役割を持っているような機関の対応というのは、市の職員の対応要領に含まれない内容であったとしてもそれなりに作成しているというような御報告をいただきましたよね。そういうことも含めて状況を共有させていただきたいと思っておりますので、その辺の趣旨をどうかお汲み取り頂ければというふうに思います。その他いかがでしょうか。大須田さんどうぞ。

（大須田委員）

　この対応要領の合理的配慮の具体例、国のものをベースにということですが、さいたま市独自で加えたものがあるのかということをお聞きしたいと思います。それからA４の対応要領の具体例を見ると、障害の方への対応の専門家ではない方も窓口で対応すると思いますので、一部分だけ読むと障害の方を隔離すれば良いというふうにも捉えられる内容に感じる部分もございました。そもそもの障害理解についての研修を職員の方へ行うということもあるのですが、研修には当事者の方やその御家族の方、家族会の方がなんらかのかたちで参画できるように対応することも必要ではないかというふうに感じました。

（宗澤会長）

　それではまず、さいたま市として独自に加えているような事例があれば、今御説明頂ければと思うのですがいかがでしょうか。

（事務局）

　国の例は数が少なかったので、ここに挙げられている具体例のほとんど全てがさいたま市のオリジナルとなっております。

　それから研修についてですが、法律の施行が4月1日ですので、今月中施行前にさいたま市の全職員に対して、まずこういう法律ができて施行されるという話と現在作成中の対応要領についての話をとりあえず行いまして、法施行に備えます。また、新年度の研修の内容については、これから私どもの方で検討してまいりますので、皆様の御意見を踏まえた上で、内容の方は検討してまいりたいと考えております。

（宗澤会長）

　他の自治体の対応要領を含む、現時点での状況を伝え聞く範囲でいうと、あまり芳しくないわけです。自治体というのはまだ横並びの意識が強いというふうに聞いておりまして、ぜひともさいたま市の対応要領でいえば、こういうかたちで作っているということを全国に振りまいていただいたほうがよろしいのではないかというふうな気がいたします。

　それから過重な負担との関係ですが、例えばこれまでの政策委員会での議論で、私が記憶のある範囲内でいうと、例えば聴覚障害のある方の団体からは常々必要即応で手話通訳者を派遣してほしいということが一貫して御要望されていたと思います。ところがこの間の拡張代替コミュニケーションに関わる技術革新というのはやはり目を見張るものがありまして、ソフトバンクが国の補助金を使って開発した手話のアプリがございます。それを大手の出版社の方に見せてもらったのですが、そういうアプリを市の窓口でどんどん導入していくとか、おそらくそういうアプリというのは補助金を使っているのでそんなに高額な使用料を取るというものではないと聞いております。そういう情報収集も含めて、意思疎通意思決定支援の分野というのは、これまで十分な経験値というものを確保しきれていない領域ですから、率先して担当課なりが、そういうものの活用法等について集めながら市の対応の中に活かしていってほしいと思います。これは要望です。

このアプリ実際に私も見たのですが、360度どの角度からでも見ることができるわけです。あれはびっくりしましたよね。だから自分が見易い方向に手話をやっている姿を動かすことができるわけです。だから見過ごしたところがあれば戻して違う角度から見ることもできるという、そんなアプリでしたね。だからあのアプリを見たら近い将来、場合によっては人間による手話通訳というのは本当に限られた場面でしかいらなくなるのではないかという気にもなるアプリでしたから、ここの部分はぜひ、よくお調べいただきたいと思います。その他いかがでしょうか。どうぞ遅塚さん。

（遅塚委員）

　遅塚でございます。以前政策委員会において一度発言させていただいたかと思うのですが、この対応要領というのはいわゆる窓口対応がベースになっているわけです。ところが市の機関というのは施設とか現場もあるわけです。国の作り方というのはいわゆる職員向けの要領とは別に、所管課が自分で所管する民間事業者向けに対応指針というものを作っている二本立てになっておりまして、国立施設もあるのですが、そこをカバーするために対応要領の最後の方に、現場部門は民間向けの指針の部分を参考にしろというふうに一文入れて上手く逃げているわけです。さいたま市の場合も行政の窓口だけではなく、現場も持っているわけなので、この要領を見て現場部門もこれで十分だと思う人はあまりいないと思いますので、その辺も少し工夫していただけたらなと思います。

　あと、一つ教えていただきたいのですが、警察の分野というのは任命権者が別だと思いますので、先ほどの教育機関と同じで、別で埼玉県が作成するのですか。なぜ聞くのかというと、警察で障害のある方に対する対応が結構問題になるし、不審尋問の時の対応で障害のある方がお亡くなりになる事例もあったりして、とても問題になっているかと思います。消防については、触れているのに警察関係がないと結構困りそうだなと思ったのでその辺を教えていただけたらと思います。

（事務局）

　まず警察の件でございますが、埼玉県警の所管となっております。次にこの対応要領では不十分ではないかという点についてですが、御意見をいただきまして大変ありがたいと思っております。私どもの方としましても、この対応要領だけではなくて、この後マニュアル的なものを別途作成いたしまして、そのマニュアルを使用して職員に対して啓発をしていくということを考えております。その中で、事業分野ごとの内容が書ければよろしいかなというふうに思っております。以上でございます。

（宗澤会長）

　つまり７条の３を作成するということですね。

（事務局）

　そのとおりです。

（宗澤会長）

　おそらく施行以降にも、様々な意見や要望が出されるかと思いますので、このマニュアルのところで柔軟に実務的に、現実的に有効なものをお作りいただきたいというふうに願っております。よろしくお願いいたします。

　それではよろしいでしょうか、そろそろ。では、本日の議題の３に移りたいと思います。

（３）基幹相談支援センターの在り方検討会からの報告について

「基幹相談支援センターの在り方検討会からの報告について」ということでまず御報告をお願いいたします。

（事務局）

それでは、議題の３点目は「基幹相談支援センターの在り方検討会からの報告について」になります。資料については、資料２－１「基幹相談支援センターの業務に関する論点」という資料を御覧いただきたいというふうに思います。

　本年度、４回にわたりワーキングチームにおいて検討して参りましたが、この度、論点がまとまりましたので、報告をさせていただければと存じます。

　これまでの議論の経過になりますが、当初、法改正以降、役割の重要性が年々増しております基幹相談支援センターの在り方について議論することにより、ひいては本市の相談支援体制の強化に繫げてまいりたい、ということでワーキングチームをスタートさせていただいたところであります。

まず、議論を進めるに当たり現状認識の把握ということでアンケートを実施したところ、各区によって、又は各機関によってお互いの役割分担をはじめ基幹相談支援センターに期待する役割についてそれぞれ異なる回答が寄せられたところであります。

そこで、まず、支援課と障害者生活支援センターの役割分担を再確認し、そのうえで基幹相談支援センターに期待される役割など「在り方」に関する議論を進めていくこととなりました。

本日、配らせていただいた資料の２－１は、アンケートや議論の結果で導き出された当面の論点ということで整理させていただいたものになります。

　資料の１ページ目を御覧ください。基幹相談支援センターの業務に関する論点ですが、厚生労働省の地域生活支援事業実施要綱を踏まえ、前回報告させていただいたアンケートのチェックシートに基づき、項目を分けております。

まず、（１）総合的かつ専門的な相談支援に関すること、「３障害等への総合的な対応」につきましては、ワーキングチームにおいて、①総合的かつ専門的な相談支援に関することについては、これまで支援課と障害者生活支援センターで担うこととしているが、各機関の機能や特徴に照らし、それぞれ役割の柱を据えることについて議論してはどうか。

②そのうえで、基幹相談支援センターに求められる「総合的な相談支援」や「専門的な相談支援」について明確にする必要があるのではないか。といった議論を踏まえ、支援課と障害者生活支援センターの役割を再確認するとともに、さいたま市における相談支援体制に関する支援課、障害者生活支援センター、基幹相談支援センターの位置付けをそれぞれ明確化してはどうか。という論点としてまとめさせていただきました。

　また、「専門性の高いケースへの対応」といたしまして、①地域移行ケースに関するどのような場面で基幹相談支援センターの役割を期待するのか明確にするための議論をしてはどうか。

②他市からの転入転出や広域対応が必要なケースについては、地域内における支援機関のコーディネートとは異なることが考えられることから、支援課、基幹相談支援センター、障害者生活支援センターの機能や特徴に照らし、それぞれ役割の柱を据えることについて議論してはどうか。

③基幹相談支援センターについては、複数の支援課題を抱えるケースに関して、各機関の支援課題が異なる状況における調整を実施する機能を担うこととしてはどうか。といった議論を踏まえ、基幹相談支援センターの役割として、ケースに対して直接支援を担う他の機関との調整機能を役割の柱の一つとしてはどうか。という論点としてまとめさせていただきました。

　次に、（２）地域の相談支援体制の強化に関すること、「委託相談の後方支援」につきましては、①指定特定相談支援事業者のバックアップやケース会議への同席、事例検討については、その方法を含め、どの機関が担うこととするか議論が必要ではないか。

②委託のスーパーバイズについては、各センターの力量が均衡している場合には特に求められるものではないが、委託相談支援事業所の増加等により新規参入があった場合はどこが担うこととするか、明らかにしておく必要があるのではないか。

③基本相談マニュアル・Ｑ＆Ａ作成、市民への周知活動やリーフレット等の作成については、これまでどおり地域自立支援協議会による審議を経ることを前提に、障害福祉課が担うこととしてよいか。について議論をいただきました。

また、３ページに飛びますが、「計画相談の推進」つきましては、①計画の検証や計画策定の前提となる研修の企画、計画相談を実施する指定事業所の調整について、それを担う機関を確認していく必要があるのではないか。

②サービス管理・提供責任者（個別支援計画）への支援については、事業所が支援する障害者の特性をつかむことや、複数の機関が関与することにより虐待の防止などに資することが考えられることから、積極的に取組むべきではないか。

③総合支援法における特定相談支援事業所に対し事例検討会等の実施するための仕組みとして活用してはどうか。といった議論を踏まえ、指定特定相談支援事業者のバックアップ体制に関して、各区で開催している相談支援連絡会について本市の相談支援体制における位置付けを明確にするとともに、計画相談における基幹相談支援センターの果たす役割や相談支援連絡会との連携についても整理するべきではないか。とする論点にまとめさせていただきました。

次に、「人材育成」につきましては、各機関の役割が、必要とされる人材の育成の前提となるという議論を踏まえ、それぞれの機関の位置付けを明確化したうえで、主に支援課の力量形成に資する研修を企画する必要があるのではないか。とする論点にまとめさせていただきました。

次の当事者活動の推進、支援につきましては、既に基幹相談支援センターが担っていることから論点からは削除いたしました。

また、地域自立支援協議会、相談支援連絡会議事務局については、「委託相談の後方支援」と「計画相談の推進」と課題が共通することから論点も再掲させていただいております。

次の、「行政及び関係機関との連携」については、相談支援連絡会議との関係の整理をする必要があるとの議論を、そのまま論点とさせていただきました。

続いて、（３）地域移行及び地域定着の促進に関すること、につきましては、地域生活支援部会において退院支援指針の策定を進めたことにより一定の議論の蓄積がございますので、これまでの成果を踏まえ、引き続き、退院促進について進め方を論点とする方向で考えております。

次に、（４）障害者の権利の擁護及び虐待の防止に関すること、につきましては、①地域の実態把握については、各機関がその主体であることを認識し、事案の対応に関する事例の共有化を全市的に進めるための枠組み作りが必要ではないか。

②障害者虐待の対応については、支援課に虐待に関する行政措置が期待される点が多いことから、支援課に責任の比重を高くしていたところであるが、あらためて業務の整理や役割を整理し、意識付けを行う取組について議論する必要があるのではないか。

③障害者差別に関する相談については、あらためて障害者生活支援センターの比重を高くしていたところであるが、基幹相談支援センターにおいて申立て以前の助言・調整案の作成の検討に係わるなど、担うべき業務を整理して示してはどうか。

について議論していただき、差別及び虐待の対応に関する責任について、各機関相互の再確認が必要ではないか。という論点としてまとめさせていただきました。

次の、成年後見相談機能や金銭管理機能につきましては高齢・障害者権利擁護センターが既に担っておりますので、論点からは削除しております。

　次に、「専門機関との連携」につきまして、①これまでの専門機関との連携について、どのように考えるか。

②障害者虐待に関する各機関との連携について、どのように考えるか。

③障害者差別解消法の施行に伴い、法務局、労働局等の国の機関との連携が必要となることが考えられるが、その場合の基幹相談支援センターの役割をどのように考えるか。という議論を踏まえ、再掲という形で、基幹相談支援センターの役割として、ケースに対して直接支援を担う他の機関との調整機能を役割の柱の一つとしてはどうか。という論点にまとめさせていただきました。

次に、（５）その他、生活支援センターの拠点として必要な業務を行うこと、といたしまして、「情報発信・共有」については、コミュニケーション等に困難を抱える障害のある方に対するアクセシビリティの確保の観点から、各センター共通のホームページの運営などを検討するべきではないか。という論点にまとめさせていただきました。

また、基幹相談支援センターの体制整備につきましては、あり方検討の議論終了後に改めて議論させていただくことになると考えられることから、現時点では論点から削除いたしました。

最後に、基幹センターが現在、または将来的に担うべきと考える機能といたしまして、アンケートに政令指定都市における基幹センターとしては、エリアが広すぎるので、考慮が必要だが、調整困難な事例への対応のフォローやスーパーバイズ、担当課ケースワーカーへのスーパーバイズ。障害者関連施設やサービス事業所への支援。（個別支援へのアドバイスや情報提供）埼玉県内の行政や施設団体との連携や協力による研修の実施、広域でのネットワークづくり。民間学童クラブにおけるさいたま市学童連絡協議会のような存在が必要である。といった意見が寄せられたことから、基幹相談支援センター又は障害者生活支援センターにおいては、障害者関連施設やサービス事業所に対する、個別支援のアドバイスや情報提供などを担うこととしてはどうか。という論点を追加させていただきました。

次に資料の２－２を御覧ください。これまでの議論において提示された論点をもとに、ワーキングチームにおいては、支援課及び障害者生活支援センターにヒアリング調査を行うこととしています。ヒアリング項目といたしましては、１．チェックシート項目についてといたしまして、アンケート調査のチェックシートに基づいた支援課と障害者生活支援センター間において認識に乖離のある回答に関するもの。２．自機関の役割についてといたしまして、支援に関する自機関が担っていると考える役割と課題や他機関に期待する役割や連携に関する課題について。３．ソーシャルワークについてといたしまして、障害福祉サービスや市の単独事業の給付に関する業務以外に行っている支援や障害福祉サービスや市の単独事業の給付に関する業務以外に必要な支援に関する他機関との連携について。４．虐待対応についてといたしまして、市町村虐待防止センターの役割や虐待対応における自機関が担うべき主な業務などの虐待対応に関する役割分担について。５．業務環境についてといたしまして、人員体制や専門性の向上について。６．地域の事業者に対する支援についてといたしまして、所管内の事業所の状況や所管内の事業所に対する支援の質の向上を図る取組について。以上の６項目をヒアリングすることにより、現状を把握し今後の議論に繫げてまいりたいと考えております。

　なお、来年度以降の基幹相談支援センターの在り方の検討につきましては、地域生活支援部会において議論して参りたいと考えております。

報告は以上でございます。こちらにつきましても、対応等を含め御意見をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

（宗澤会長）

　ありがとうございました。ちょっと確認をさせていただきます。来年度にこの論点に基づきどのような方向性で議論をしていくのかということについて議論すればよろしいのですね。では、今日は何を目指して話し合えばよいのでしょうか。一応論点を御提示いただいて、とりあえずこれについて意見諸々を出してもらえればよいということですか。

（事務局）

　ワーキングチームにおいての議論の結果を御報告させていただきましたが、この協議会の委員の皆様に御意見をいただいて、それを踏まえまして来年度の検討事項として地域生活支援部会の場で引き続き検討等をしていきたいということでございます。

（宗澤会長）

　わかりました。それでは、ただいま御報告をいただきました基幹相談支援センターの在り方に関する論点について皆様に御意見を伺います。いかがでしょうか。どうぞ。

（大須田委員）

　私はこのワーキングチームに参加して、この間議論を重ねてきたのですが、改めて障害のある人にとって必要なさいたま市の相談支援体制というものを自立支援協議会を中心に議論をしてきて、そんな中でサービス調整会議の仕組みを作ったり、コーディネーター連絡会議が設置されたり、相談支援指針を作ってきて障害のある方への窓口対応について差異をなくしていくことについてずっと取り組んできているので、それを踏まえた上で今何が課題になっているのかということをヒアリングを実施する中で、支援課と支援センターの実態を出せると良いのではないかというふうに思っております。特にサービス調整会議を軸に支援課と支援センターの連携を進めていくということの確認だったかと思いますので、その実態についても確認していきたいと思っております。

　それから、計画相談に関係して、各区で相談支援連絡会が行われておりますが、制度的にはどうしても数をこなさなければなりませんので、そういった連絡調整の場が必要であったと思っているのですが、現在制度が落ち着いてきておりまして、課題はまだまだ山積しておりますが、本来はサービス調整会議を連携強化の軸にするべきだろうと個人的には考えておりますので、そういった実態をまずヒアリングで明らかにしていきたいというふうに考えております。

　私はやはり、相談支援指針があるということは障害者の相談を受ける機関にとってはとても大きいことだと思っておりますので、機能とか役割というところを重視してしまうと、そこだけではないのだろうと思っておりますので、そのあたりをヒアリングで浮き彫りにしていきたいというふうに思っております。

（宗澤会長）

　ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

　私の意見といたしましては、連携していくシステムに関わって、基幹相談支援センターの業務がどうあるべきかということなわけだから、大きく分けると２つあると思います。まず、障害のある人から見て様々な組織の在り方というのが分かり易いということだと思います。これはもちろん連携をするそれぞれの組織の人にとっても見えやすいということになると思います。つまり、基幹の人だけが全てを鳥瞰しているのではなくて、支援課なら支援課、指定特定なら指定特定というようにそれぞれの立場から分かり易く見えているということです。いろいろな組織が関わっていることの複雑さを、いかに分かり易くしておくのかということが１つあります。そしてここに課題別の課題が出てくるわけですよね、虐待なら虐待、差別なら差別、計画相談なら計画相談、スーパーバイズはどうするのとか。だから組織間の連携が分かり易いということと、課題別に分かり易いということの両方をそれぞれの支援者にとっても分かり易いというかたちで、最終的に整理していただくということが、要するに基幹を中心とする相談支援システムというのが有機的に生きていくかということの分かれ目になるように思うわけです。地方なんかでいろいろ話を聞きますと、早い話がここの生活支援センターは良くやっている、というようなこともあります。だから自治体を単位とするような連携のシステムというのが、地域の全ての障害のある方にとっての相談支援システムとして、有機的に機能しているとは言い難い地域が残念ながらまだ多いような気がします。だから要するに気の利いた相談支援機関は良くやっているけれども、そうでないところは、というようなことを乗り越えていくような議論だというふうに思っているので、組織別の連携の在り方と課題別の連携の在り方の両方の点でそれぞれの人たちから非常に分かり易い連携であるとかネットワークの形成となっていることを最終的に目指していっていただきたいというふうに思います。

　あと支援課と高齢・障害者権利擁護センターについてですが、これは人の回し方の問題があると思います。つまり、権利擁護センターも人が定着しないような人事のシステムで回しているように感じますし、支援課にしても虐待の領域でいうと、千葉県の佐藤弁護士が御指摘されておりますけれども、短くて３年、長くて５年くらいの異動のサイクルがある中で、担当者が変わったら虐待対応の精度とかスピードというのが全く変わってしまったということが全国そこかしこで言われているわけです。そうなると、相談支援業務の一翼を担うということを考えると、人事のシステムについての議論をしてもらわないと困る部分があるのではないかというふうに思います。

（事務局）

　支援課に限らず、私どもは市の人事異動システムがございまして、一般的にいうと４～５年経つと次の異動先に異動していくというサイクルでございます。これは人事部門が専権的に行っている部門でございまして、なかなか現場の支援部門から働きかけるというのは厳しい部分がございますけれども、ただ何も言えないわけではないので、こうして新たに基幹相談支援センターを含めた相談支援体制の検討を行っておりますので、この協議会の中で人事異動に関する部分についても御意見が出たということは、人事サイドに市の福祉の部門として伝えていくことはしていきたいと思いますが、なかなか私どもの所管する分野ではないので要望が通るかどうかというのはわからないところでございます。

（宗澤会長）

　だから一般的に、公務員というのは必ずしも障害のある人に対して熱意のある方だけではないというような、そんな問題の片づけ方ではなくて、私が思うに、ここ30～40年という時間の流れで見た時に、皆様も御記憶のことかと思いますが、美濃部さんが東京都知事になった時に、公務員の人事異動の中で、福祉関係部門を有能な人の登竜門に位置づけるというか、そこで力を発揮しないと公務員としてやっていけないというか、そのようなシステムにしたということが、全国の自治体に非常に大きな影響があった時代があって、そういうことをバックグラウンドにしながら、何も考えずに入ってきた自治体の職員であるけれども、福祉の現業業務について、何か目覚めてしまうような人も随所に見られて、そういう人達が福祉関係部局で企画や立案に、現業業務に就いたことのある人達が将来就くことによって、自治体の福祉施策の形成と地域の取組というのは、進められてきた時代があったと思います。ところが今は福祉部門に行くということが、さいたま市で生活保護の担当にされるということについて、一部の若い職員は赤紙が来たと言っているわけですよ。つまり、厄介な仕事だという認識が一部で出てくることによって、単に５年で異動するから問題だというわけではなくて、５年いる間にわかろうとする、目覚めようとする方向なのか、５年をしのげばと考えているのか、そういう問題の構造が今の局面で非常に深刻なテーマとしてあるのではないかと私は思っております。つまりそれは現業業務を自治体の責任範囲から全部外に出してきたわけですから、そういう傾向が強まるというのは、ある意味では宿命づけられているわけです。そこを乗り越える何か知恵を持たなければ、佐藤弁護士なんかははっきり言っておられましたが、虐待防止法というのは法律として機能しているのかと、これはのぞみの園と厚生労働省が共同で実施している虐待防止研究セミナーで発言されているわけです。私も各地に行き、虐待防止研修で弁護士会や自治体の職員に聞いたら、末端部分で動かないという深刻な問題というのは、津々浦々まで共通してあるわけです。だからたしかに障害福祉課の担当する事案でないということはわかっておりますが、今のままで何もしないということだとすると、支援課の職員がこれまで指摘されてきた様々な問題を少しでも改善していくという見通しみたいなものが、行政の分野でだけは持てない。そんな状態が続くのは良くないことだと私は思っておりまして、単純に人事課の所管する案件だということはわかりますが、そういうところを一度考えてほしいという問題としてお伝え頂きたいというふうに思います。

　何かございますか。さいたま市の今年度の虐待防止研修の後に、これは障害者の関係ではなく高齢の分野でございますが、ある地域包括支援センターが私の研修の後にも、それから増田弁護士の研修の後にも相談にきまして、明白な虐待だということで市の職員に連絡をしているのに、虐待認定をしない、事実確認調査もしないと。それはもう一部の支援者の中では有名なわけです。この事態が、これ以上放置されるということは誰のためにもならないと思うわけです。高齢者や障害者のためにもならないことは言うまでもないですが、市のためにもならないと思います。これはまださいたま市だからこのように議論ができているわけですが、地域によっては役所ぐるみになって、当然だというふうにやっているところもあるわけです。

　だから事態をもう少し真摯に受け止めていただいて、少しでも改善して頂く手立てをお考え頂ければと思います。重い課題ではあると思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

（服部委員）

　スケジュール的なところで教えていただければと思いますが、ヒアリングを行っていただけることはとてもありがたく思っているところですが、こちらは全区の支援課と支援センターに直接お越しいただいて行われるのでしょうか。また時期はいつごろなのかも併せて教えてください。

（事務局）

このヒアリングについては、とりあえず年度内に少しでもやっておきたいということで、ワーキングチームのほうで議論いたしまして、今月中に３日程度候補日を挙げた上で、支援課で都合のつく区がございましたら２～３箇所でもできればと考えております。また、支援センターの中でも都合のつくところがあれば、お邪魔をするということもありますが、今のところ先行して支援課と日程調整を行っております。ただ、これは今年度もうほとんど日にちがございませんので、とりあえず２～３箇所やった上で４月以降に全支援課、全支援センターに対してヒアリングができるように事業を進めていく予定でございます。

（宗澤会長）

　その他いかがでしょうか。それでは、来年度についてもこの議題について真摯に取り組んで頂ければと思います。

（４）コーディネーター連絡会議からの報告について

　では、次の議題に移ります。コーディネーター連絡会議からの報告についてということですが、こちらは大須田さんお願いいたします。

（大須田委員）

　今年度コーディネーター連絡会議の調査研究委員会において、サービス調整会議で検討をいたしました事例から見えてくる課題等を明らかにするという取組を実施しておりました。前回中間報告ということで、事例の概況等についての報告はさせていただきましたが、３ページの４という項目が今回新たに報告させていただく内容となっております。事例については、15カ所のセンターから１事例ずつ抽出をして、主に発達障害の事案がとても多く報告されているということを前回報告させていただいております。

　今年度、調査研究委員会において、現在の支援の状況把握と課題分析を改めて行ってまいりました。項目の４を見ていただければと思うのですが、主に支援課題が改善され始めていて、サービス調整会議等で支援状況を把握している事例が６事例ございます。それから支援課題がなかなか解決せずに継続して支援をしている事例が８事例ございます。１事例は本人が亡くなってしまったという報告を受けております。

　それで１点目としては支援課題が改善した事例について、進んだ要因や背景の調査研究を行っております。一つは世帯全体に支援の必要なご家族に対して、家族個々人に対して支援をすることで改題解決に繫ったことや、本人が抱えている問題だけを見るのではなくて、どのようなニーズや願いがあるのかということをベースに、支援をしていったことで問題が解決したというものもございました。それから医療との連携については、かなり医療の方のアプローチを前面に出すことで解決したということ、それから本人の課題やニーズにマッチングした社会資源やサービスの利用が進んだことで、環境の改善等に繋がったという傾向が見られました。

　それと事例については、プライバシーの関係もありますので、加工させていただいておりますが、発達障害をお持ちの30歳代の事例では、家族も精神疾患を抱えていて、その治療が中断して、脅迫症状からひきこもり状態となり、御家族も疲弊しているという状態だったのですが、医療機関の御協力もあり、治療に繋げることができたということと、御家族と分離をして、御本人と御家族を個々に支援したところ、御本人の脅迫行為も少し軽減して、外出することもできるようになったとの報告を受けております。

　もう一つは、御本人のニーズや願いに基づいた支援をということで、精神疾患と内科疾患を持った方だったのですが、なかなか生活状況が改善しないで緊急に入院をしたりということが続いていたのですが、それから支援についてもヘルパーに関して消極的だったりという状況が続いておりましたが、働きたいという思いを強く持った方だったので、そこをベースに本人と関わりを持っていくことで、少し体調を崩す頻度も減ってきており、支援センターとの関係づくりも進められたという事例の報告がございました。

　それから二つ目ですが、支援課題がなかなか改善せずに引き続きサービス調整会議において連携を進めている事例について分析を行っております。児童を支える機関との連携がうまくいっていないという課題が少し見えてきております。事例でも後で少し報告させていただきますが、御本人が児童期に必要な支援に繋がっていなかったという事例や世帯の中に支援の必要なお子さんがいらっしゃって、親御さんも精神疾患をお持ちの事案について、この場合もそれぞれの支援課題を整理して進めていくという連携が、うまくまだ作れていないということの二点があるかなというふうに思います。

　それから行動障害のある方の安定を図る支援というところでは、なかなか暴力や暴言等がある方の支援については、結局支援する御家族の負担が大きくなって、本人と御家族の自宅での生活が厳しいとなると、どうしてもショートステイを繫いで利用しているような事例が複数あって、なかなか生活の安定が図れないという実態も事例から見えてきております。事例としては20歳代の発達障害をお持ちの方で、御家族と同居しているのですが、粗暴行為が激しく、グループホーム等の社会資源にもチャレンジしておりますが、マンツーマンの対応が必要ということがあり、粗暴行為もあることから利用を断られたりという状況が続いており、そうなると精神科病院で一度安定を図るということの繰り返しで、現在対応しているという事例がございます。

　それから母子関係の悪化が原因で状態が悪化するというような事例もあり、そこへの具体的な支援がまだ進められていないという課題がでてきております。

　５番目に、今後必要な取組というところで、まだ十分ではないのですが少し整理をしております。１点目は生きにくさ、生活の立て直しを支える環境づくりということで、かなり濃厚な支援が必要な方が多いので、そういった障害特性の理解等がさいたま市内の事業所で進められるような研修等が必要ではないかということ。それから生活の立て直しを重点的に行うシェルターやショートステイの機能をもつ場所のことで、やはり環境を変えて落ち着かせたり、御家族と良い意味で距離を取るということをすぐにできるということが、現状では少ないです。

　それから傷ついた体験を抱えている方も大変多くいらっしゃいますので、支援者との関係もかなり手厚く関係性を構築している事例もありますので、そういったことが実現できる社会資源を作っていくことが必要であると考えております。

　それから２点目は、サービス調整会議を中心にした機関連携の内実の向上ということで、御本人のニーズや課題を、問題の背景にある真のニーズを共通に作り出していきたいということで、特に他分野との連携ですが、児童分野との連携や見立てを共通にして進めていくということが必要だと考えております。

　それから３と４は少し重なるのですが、早期発見早期治療ということと、切れ目のない支援ということで、やはり乳幼児期から就学児で支援や相談が切れてしまったり、学齢期に中退や不登校で無支援状態が続いていく中で、成人期になって問題が大きくなっていったりだとか、18歳で、それまで課程児童相談員が関わっていたけれども、18歳になった時点で相談員からの支援が切れてしまっていたというような事例もありました。そういう意味では、少し児童分野の相談体制であるとか、療育機関、養育機関、児童相談所や保健センター等があるわけなので、現状把握等が来年度できないかなというふうに考えております。

　それからもう一点は、障害のある方の加齢に伴う支援課題も少し見えてきております。高齢の家族が、80歳代の御家族が50歳代の知的障害で精神疾患を持つお子さんを支えている家庭であるとか、障害のある人自身の高齢化ということも問題となってきておりまして、現在南区社協ひまわり基幹相談支援センターの方で、高齢分野との連携についてモデル事業に取り組んでいるのですが、コーディネーター連絡会議としても一緒に実態把握と課題分類ということを行っておりますので、この点については今後御報告ができればなと考えております。

　全体といたしましては、今年度の内容を次年度へも引き続き反映し、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

（宗澤会長）

　ありがとうございました。それではただいまのコーディネーター連絡会議からの御報告について皆様から御意見、御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

（星野委員）

　難しい事例にいろいろな機関で連携しながら対応されていることがわかりました。そんな中で医療機関との連携についてのお話があったかと思うのですが、なかなかサービス調整会議に医療機関の方に参加していただくということ自体が以前は難しかったかなと思うのですが、最近の状況を教えていただければと思います。

（三石委員）

　サービス調整会議は基本的には各区において定例で行っておりますが、支援の状況によって臨時でもサービス調整会議を実施しております。そこの場で医療機関のケースワーカーであったり、主治医の方の出席が増えてきているということは、各区共通の状況であるかなという印象でございます。

　特に精神疾患である等の精神科の方の医療機関に通院されている方については、主治医の方の医療的な見立てというのがとても重要になりますので、そこを共有しながら支援方針を共有するという機会がサービス調整会議で各区できているという印象があります。そういった意味で連携体制は進んでいっていると感じます。

（宗澤会長）

　よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

　この数年間、虐待防止部会の方で集めた事例から言うと、今日御報告いただいたようなケースがうまく支えられずに、もう一歩問題を深刻化させたところで虐待ケースとして現れるという傾向が確認されてきました。だから、ここでどう課題整理をしていくのかということにとても大きな意味があると思うのです。そういったことでいうと、私は二点重視したいと考えるものがあります。一つは今回御報告があったように、発達障害を持った方のケースが目立ってきていると、私の本業のほうで現職教員の先生方を大学院生も担っているのでそういう話を聞くと、親を含めて本人を含めてむしろ障害を取り巻く困難な課題から遠ざかっていこうとするような一群の人達がおりまして、この人達が卒業後いろいろな問題を抱えた時に、御本人から遠ざかっていこうとしているわけですから、つまり就学前の段階から発達障害があるというようなことを言われていたとしても、学校でもできる限り障害がないかのように振る舞ってきて、発達障害を隠して就職して破綻して、うまくいかなくなっていって問題をこじらせていくというケースに関して、なかなか手立てを講じることが難しいということは、おそらく地域の支援機関の中でも、お感じになっていることだと思うのです。つまり最後に発言のありました、子ども期からの支援の連携という時に、親が遠ざかっていこうとするという傾向があるという課題を子ども期の支援機関と共有しながら、障害のある人の切れ目のない、暮らしをどう作っていくかですよね。そのいった課題の大きさというのは計り知れないものがあると思います。

　それと今後の取組の中で一つ指摘されている、まずは生活が破綻している、あるいは破綻しかけているという状態を前にした時に、まず立て直さなければならないというような課題がある時に、社会資源の課題を御指摘されていたかと思います。虐待ケースの中にも、虐待ケースで宿泊型訓練施設だとか、ショートステイを使おうとしたら、そこの事業所から断られてしまったとか、つまり複雑なケースなので、ずっと暮らしてきた人達の秩序を乱すというのを防ぐというか、そういったことを理由に複雑なケースの一時的な利用を拒否してくるというようなことがありまして、この点についても全国で指摘されてきていることだと私は思います。以前も事務局には申し上げたかと思いますが、東京都の江東区でシェルター型の一時保護施設みたいなものをDVの人も高齢者虐待も障害者虐待もというものを作って、非常に対応がスムーズになったというような話を聞いているのですが、費用対効果の問題も含めて、一番初めの時点で生活を立て直すことのできる社会資源を持つことができれば、後の支援が非常に見通し易くなると思うわけです。だから今日の御報告で、一発目に生きにくさや生活の立て直しを図れる体制作りというところの、御指摘があったのではないかというふうに思います。従って、江東区でシェルターを作ったことというのは、結構いろいろなところから注目をされているというふうに聞いているのですが、一度事務局から照会をかけていただいて、どのように作り、どのように活用していて、地域生活支援において果たしている役割というか、お金の部分等につきましても一度調べていただけないでしょうか。それから、公式なものとして行くかは別として、自立支援協議会あるいはコーディネーター連絡会議主催で江東区の社会資源を一度見に行くというのはいかがでしょうか。伝え聞く限りでは、一度見に行く価値はあると思います。これはDVや高齢者虐待についても関係のある話ですから、おそらく活用方法というのは、とにかく一時保護が必要なケースについてはとにかく保護する、ということなのだろうとは思うのですが、やはりそれを口で言うことは容易いのですが、実際にそこで受け止めているとなると、やはりいろいろな苦心や工夫もあるかと思いますし、一度そういうことで見に行く機会を作りたいなと思います。別に市でマイクロバスを準備してというような、そんなくだらないことは言いませんので、もし市の職員も含めて、課題認識を共有していただけるのであれば、そういう企画を一度持たせていただきたいというふうに思います。特にお金を出せとか言っているわけではないので、良いですよね。私が声をかけて。

（事務局）

　まず、行政が行く場合行政視察ということもできますし、先ほど先生のお話もあったかと思いますが、江東区が持っている社会資源の調査ということで、例えばですが事前に資料を頂いた上で、それをベースに視察ということで現地の施設なりを見学だとか説明をいただくというようなことはできるかと思います。この協議会での視察ということについては、どのような方法が良いかというのは検討しなければなりませんが。

（宗澤会長）

　そういったことをやろうということで、どういったかたちでやるかは別にして、皆様とそのような課題を共有させていただければと思います。

　私個人の経験で言えば、桶川市とか和光市の障害者計画の策定の時に、そういう視察を行政視察というかたちで実施した経験もあったので、やはり効果を上げている社会資源というのは、実際に見てみないとわからない部分というのがいくらでもありますから、良し悪しも含めて一度そういった機会を持たせてください。よろしくお願いいたします。

　他にいかがでしょうか。

　この今日出された資料３の１ページ目にある年齢の部分を見ますと、40歳代が非常に多いかと思います。要するにこれがこのままうまく支えられないで、ライフステージが進行していったら、もっと大変になるという状態を指しておりまして、このように自体が深刻化していっているという現実に対して、有効な支援をどう組み立てるのか、ここは本当に今私達が問われている課題だと思いますので、コーディネーター連絡会議からの御報告、御提案というのは、自立支援協議会として非常に重視したいというふうに思いますので、今後ともぜひ遠慮なく御報告を頂ければと思います。よろしいでしょうか。どうぞ。

（大須田委員）

　障害があるかはまだわからないグレー時点のお子さんについての、相談支援の状況について、先日指定事業所の情報交換会を開催して、療育機関で計画相談にも関わってらっしゃる方も多数御参加いただいて、意見交換を行っているのですが、やはり療育機関で障害があるかもしれないというところでの支えが、なかなか業務が手一杯で丁寧にできていないという事例があるというような報告がありました。そういった意味では、保健センターの乳幼児健診等も行っておりますので、ここの現状というのも次年度明らかにできるような何らかの調査を実施して現状を把握したいと思っているのですが、先ほど地域生活支援部会で基幹の体制を考えるというようなテーマを変えていくという提案があったのですが、児童期に関わる支援機関を部会委員として加えていただければと思います。

（宗澤会長）

　私の知っている範囲で、深刻な状況を断片的ですが報告申し上げると、埼玉県が始めたスポット事業というのがありましたね。今は各市町村に投げられましたけれども、あのスポット事業とその延長線上の事業の中で学習支援活動を行っているボランティアを埼玉大学から送り出しておりまして、送り出す役割を私がやっているものだから、いろいろな学習支援教室に行って話を聞くと、そこへ来ている子どもたちの中に、どうも発達障害があるのではないかという一群の子ども達というのは多くいるわけです。ところが、生活保護を受けている世帯の子ども達なわけで、親が親としての役割をほとんど果たすことができないような状態にありまして、学校にも全く通っていなくて、それでその学習支援教室にだけ来ているというような子どもの場合、いかなる子どもに関わる機関にも、関わっていないのです。これが一群の子ども達として、発達障害系の子たちと一緒にいるというのはわかっていて、だから一つには生保ですよね。だから生活保護の担当は絶対にいれないと、現在最も深刻な発達障害の子ども達の現実にアプローチできないというふうに思います。

　あとその学習支援教室に通って、うまく高校受験に合格して、高校卒業までいくというのは、どちらかというと障害のない子ども達なのです。つまり高校までなんとか入るかどうかという関係が継続しない人が、やはり障害を持っていることが多いし、どこかで高校に入ったとしても、実はしばらくしたら高校を退学していたというようなこともあります。だから高校入学してからの支援も必要であったということで、現在学習支援を延長しているわけです。そこの部分がやはり18歳を過ぎた後に、突然深刻な問題として出てくるので、そこが一つ鍵になると私は思います。

３．その他

（宗澤会長）

それでは以上をもちまして、決められた議事は終了となりますが、その他何か事務局から事務連絡等ございましたらよろしくお願いいたします。

（事務局）

　本日は御意見を頂きましたありがとうございました。来年以降の組織の関係ですが、平成28年４月１日より、現在の障害福祉課は障害政策課と障害支援課の２課に分課する予定となっております。

地域自立支援協議会につきましては、障害支援課の所管となりますが、引き続き相談支援体制や虐待対応について議論を継続していくこととなります。

委員の皆様におかれましては、来年度も引き続き地域自立支援協議会において、忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、何卒、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

来年度になりますが、次回の開催については詳細が決まり次第、御案内したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

４．閉　会

（宗澤会長）

それでは、以上をもちまして、「第３回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には会の進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

以上